

6. 慢性腎臓病（CKD）（腎臓専門医療機関）

医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
腎臓専門医療機関	<p>① 腎臓専門医等による、腎生検等を含めた確定診断（自院のほか他院へ適切に紹介し実施することも含む）、及びCKDの適切な評価と管理が可能であること</p> <p>② 継続的に診療する医療機関や他の疾病的専門医療機関等との連携が可能であり、食事指導、運動指導、生活指導等（他院と適切に連携して行うことも含む）の管理が適切に行えること</p>	慢性腎臓病の専門治療を行う医療機関